

誓約書（申請者用）

各務原市太陽光発電設備等設置費補助金の交付を受けるに当たり、次に掲げる誓約事項を遵守することを誓約します。

○誓約事項

- (1) 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）について、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の規定に基づくFIT制度（固定価格買取制度をいう。）又はFIP制度（フィードインプレミアム制度をいう。）の認定を取得しないこと。
- (2) 補助対象設備を利用して自己託送（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに規定する接続供給をいう。）を行わないこと。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、地域住民及び地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、当該地域住民に対して十分に配慮すること。
- (4) 関係法令の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- (5) 防災、環境保全及び景観保全を考慮して補助対象設備の設計を行うよう努めること。
- (6) 一の場所において、補助対象設備を複数の設備に分割して扱わないこと。
- (7) 最大出力が20kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、当該設備を囲う柵塀等を設置し、当該柵塀等の外側の見やすい場所に標識（太陽光発電設備の運転開始年月日、補助金により当該設備を設置する旨、太陽光発電事業者の名称、代表者氏名、住所及び電話番号並びに保守点検責任者の名称、氏名、住所及び電話番号を記載したもの）を掲示すること。
- (8) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、補助対象設備の設計図書、竣工試験のデータ等を含む完成図書を作成し、適切な方法で管理し、及び保存すること。
- (9) 補助対象設備を設置した後は、適切な保守点検及び維持管理を行うこと。

※裏面に続きます。（必ず両面印刷すること）

- (10) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から、国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- (11) 防災、環境保全又は景観保全の観点から予期しなかった問題が生じた場合は、適切な対策を講じ、災害防止、自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- (12) 補助対象設備の財産処分をする場合は、関係法令を遵守すること。
- (13) 最大出力が10kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、当該設備の解体、撤去等に係る廃棄等の費用について、2021年9月に資源エネルギー庁が公表した廃棄等費用積立ガイドラインを参考として必要な経費を算定し、当該経費を確保するための計画を策定して適切な積立等を行い、発電事業の終了時においては適切な廃棄又はリサイクルを実施すること。
- (14) 最大出力が10kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、災害等に備え、火災保険、地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。
- (15) 平成29年3月に資源エネルギー庁が策定した事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)に規定する遵守事項(FIT制度の認定を受けた者に対する遵守事項を除く。)を遵守すること。
- (16) 補助対象設備の活用により得られた環境価値について、需要家に供給した電気の量に応じた分の環境価値を当該需要家に帰属させること。
- (17) 補助対象設備がその耐用年数を経過するまでの間、当該補助対象設備の活用により得られた環境価値について、J-クレジット制度への登録をしないこと。
- (18) 補助対象設備により発電された電気の量の30%以上を当該補助対象設備の設置されている住宅(その敷地を含む。)において自ら消費すること。
- (19) 国、他の地方公共団体等から同種の補助を受けないこと。

年 月 日 署名
